

◎新潟県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

平成25年8月6日

新潟県監査委員	野上	信子
新潟県監査委員	小林	林一
新潟県監査委員	桜井	甚一
新潟県監査委員	石上	和男

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
大黒 英史	千葉県船橋市東船橋3丁目15番34号アスティⅡ-203号
高田 透	新潟県新潟市中央区笹口2丁目6番地19ルネスH笹口206号
泉 千夏	東京都世田谷区若林5丁目24番15号センターハイツ梅ヶ丘513

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成25年8月6日から平成26年3月31日まで